諮問番号:令和元年度諮問第38号 答申番号:令和元年度答申第46号

答 申 書

第1 審査会の結論

○○○○○○○ (保健福祉センター所長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対して平成30年1月4日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、乗却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張の要旨
- (1)審査請求書
- ア 審査請求人の母(以下「母」という。)の死亡に伴い、その遺産として現金6,331,432円(以下「本件現金」という。)を受領したのは、平成29年9月2日の時点であり、早くとも同時点までは処分可能な資産はなかった。同時点以前において、生活保護を受給する以外に生計を維持する手段はなかった。同時点以前に受給した生活保護費について返還請求対象とするのは不当である。
- イ 本件現金は、母が有していた普通預金債権を、他の法定相続人と協議の上、 解約し取得したものである。預金債権は、性質上遺産分割の対象とされ、遺 産分割協議又は同審判を経なければ、各相続人が現実にこれを処分すること はできない。また、遺産分割協議が成立した後も、預金解約手続に期間を要 するのが実情である。相続発生によって、受給者が直ちに本件現金を取得し たものとみなし、相続発生後受給した生活保護費を全額返還の対象とする見 解は、遺産預金現金化手続についての上記実情を無視するものであり、受給 者の生存権を脅かすもので不当である。
- ウ 知人のために少なくとも約200万円の遊興費用を立て替えており、同人に対し当該立替金償還請求権を有している。当該債権回収を弁護士に依頼し、着手金を支払った。また、生活保護費返還請求への対応を弁護士に依頼し、着手金内金を支払った。そして、本件返還決定に伴い、着手金残金を支払った。これら弁護士費用は、審査請求人の資産保全のための、いわば共益の費用である。よって、少なくとも上記弁護士費用の合計額である820,82

6円は、返還対象から控除されるべきである。

(2) 反論書

ア 前記(1)イの主張に対し、処分庁は、生活保護問答集について(平成2 1年3月31日厚生労働省社会·援護局保護課長事務連絡(以下「問答集」 という。)の回答(以下「本件回答」という。)を根拠に、本件処分の正当性 を認定し、本件審査請求の棄却を求めている。しかし、当該弁明は、裁判例 の変更を看過している。すなわち、本件回答時においては、判例上、預金債 権は、相続発生によって当然分割されるものと解されていた。そのため、実 務上も、金融機関は、相続人又は受贈者からの払戻請求に対し、遺産分割協 議又は同調停の成立、若しくは同審判の確定を経ずとも法定相続分を限度と して応じていた。ところが、本件回答後、相続預金債権に関し、これを遺産 分割の対象とし、遺産分割協議又は同調停若しくは同審判を経なければ払戻 ができない旨の解釈変更がされた(最高裁平成28年12月19日判決。以 下「最高裁判決」という。)。この結果、実務上も、金融機関は、遺産分割協 議又は同調停の成立、若しくは同審判の確定を経ないと、預金の払戻には応 じなくなった。相続財産において、預金債権は通常重要な割合を占めている ことに鑑みると、当該解釈変更により、本件回答は妥当性を喪失したという べきであり、特段の事情がない限り、早くとも遺産分割協議又は同調停の成 立、若しくは同審判の確定までは、被保護者に資力は発生しないというべき である。ことに、審査請求人のごとく、多額の医療費を必要とする場合、預 金債権を現実に取得するまでは、生活保護受給を継続せざるを得ない。その 際の医療給付について、これを返還請求の対象とすれば、その返還請求額が 自費診療額を基準としている点を考慮すれば、保険診療により受診する場合 に比較して遥かに高額の給付返還を余儀なくされる。これを回避するために は、被保護者は、生活保護受給を停止し、国民健康保険に加入するほかない。 しかしながら、自己の生活費の引き当てのない被保護者にこれを求めるのは 不可能である。相続預金債権に関する現在の解釈を前提とすれば、本件回答 が不相当となったことは明らかである。

イ また、前記(1) ウの主張について、処分庁は、問答集上、「保護金品の 全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる 場合」のいずれにも該当しないとして、本件処分の正当性を述べる。しかし、 資産保全は、被保護者の自立に不可欠であり、そのために、弁護士を代理人 として選任することは当然に認められるべきであり、資産保全のための弁護 士費用が、返還不要の費用には含まれていないとする問答集の妥当性が問わ れるべきであって、これを吟味せず、そのまま認定の根拠とした処分庁の判 断は明らかに失当である。

2 審查庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 相続財産の法第63条に基づく返還について

審査請求人は、本件現金を受領した平成29年9月2日までは審査請求人に処分可能な資産はなかったのであり、同日以前は生活保護を受給する以外に生計を維持する手段はなかったのであるから、同日以前に受給した保護費を返還請求対象とするのは不当であると主張している。

しかしながら、民法(明治29年法律第89号)第882条及び第896条のとおり、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。したがって、処分庁が、問答集の問13の6の答(2)に従い、被相続人である母の死亡日を「資力」の発生時点として本件処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 費用返還額の決定について

審査請求人は、知人に貸した本件現金の一部の債権回収を弁護士に依頼しており、当該弁護士費用(82万余円)については、少なくとも返還対象から控除されるべきであると主張している。

しかしながら、本件についてみると、審査請求人が本件現金を受領したことを処分庁に申告した時点において、既に本件現金の一部が費消されていたものであることから、審査請求人が主張する用途に充てられる費用は、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)に照らし、返還対象額から控除できる事由に該当しないとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

(3) まとめ

以上のとおり、審査請求人に支給した資力発生日以降の保護費(医療費を含む。)が、審査請求人が受給した相続財産を上回るため、その全額を返還額として決定した処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年1月10日 諮問書の受領

令和2年1月14日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限:1月28日 口頭意見陳述申立期限:1月28日

令和2年1月28日 第1回審議

令和2年2月 3日 審査会から処分庁に対し回答の求め(回答書:令和

2年3月3日付け○○○○第713号)

令和2年2月27日 第2回審議 令和2年3月23日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、 能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する ことを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律 の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定 めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 問答集の問13の5の「法第63条に基づく返還額の決定」の答(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。
- (4) 問答集の問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(2) は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第909条)とされて

いる。したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記している。

- (5) 課長通知は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、その一つとして、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」が示されており、そのただし書において、「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。
 - (ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け 出ないまま費消した場合を含む)
 - (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
 - (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
 - (エ)保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」 と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成26年11月13日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。
- (2) 平成28年9月17日、母が死亡した。
- (3) 平成29年8月29日、処分庁は、審査請求人から、本件現金を受け取ったのは今から4から5か月前だが詳しい日時は不明であること、受取金額は650万円くらいであること、自分名義の口座ではなくヘルパー関係者名義の口座で預かっていることを聴取した。
- (4) 平成29年10月12日、処分庁は、審査請求人から、曖昧な記憶ではあるが同年4月から5月頃に母の遺産の全額を現金で受け取ったと思うと聴取した。その時に処分庁に報告しなかった理由は、慌てて報告をするのを忘れていた、病院に入院していたこともあり連絡が遅れたとのことであった。金銭の流れについては、一旦、現金で全額を受け取って自宅に保管していたが、審査請求人宅を掃除していたヘルパーが見つけ、危険なのでヘルパーが勤務先の上司に相談して会社の口座に一時保管した、この時点で残額が50万円であり、その後、平成29年9月14日に審査請求人の口座に50万円が返金されたとのことであった。なお、審査請求人は、受け取った額

については、6 5 0 万円くらいであるが、差額分については飲食代に使った、 盗難にあったと、曖昧な回答をするにとどまっていた。

- (5) 平成29年10月20日、処分庁は、審査請求人から、遺産を相続して間もない頃に病院で知り合った知人に1,670,000円を貸し、その借用書もあること、知人の後見人という人物からは50,000円しか返還されておらず、知人も現在は入院中であることを聴取した。
- (6) 平成29年12月21日、処分庁が、審査請求人から受領した、同年5月 11日付けの審査請求人及び審査請求人の代理人弁護士による確認書には、 同年5月2日に代理人弁護士が銀行から母の遺産の支払いを受け預かり保 管し、同月11日に、当該保管金のうち、審査請求人の取得分から弁護士費 用を控除した6,331,432円を審査請求人に支払ったとの記載がある。
- (7) 平成29年12月25日付けのケース診断会議記録票には、遺産相続権が発生した日の翌月から平成29年10月までの支給保護費、医療費及び一時扶助額の合計が7,663,507円であり、遺産相続額を上回る保護費を、遺産相続権が発生した日の翌月から平成29年10月までの間に受給しており、今回の遺産相続額の全額(6,331,432円)を法第63条返還決定する、返還金から控除する項目はないものと判断するとの記載がある。
- (8) 平成30年1月4日付けで、処分庁は、本件処分を行った。
- (9) 平成30年4月2日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1)費用返還の資力の発生時点について

審査請求人は、母の死亡に伴い本件現金を受領したのは平成29年9月2日の時点であり、早くとも同時点までは処分可能な資産はなかったこと、そして、処分庁が本件処分の根拠とした問答集は、最高裁判決による解釈変更により不相応になった旨を主張する。

ところで、法第63条の「資力」は、「法4条1項にいう「利用し得る資産」と同義であるところ、ここに「利用し得る資産」は、現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれるというべきである」(大阪高裁平成25年12月13日判決)と解されている。そして、被保護者が財産を相続することとなった場合については、問答集のとおり、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされていることから、費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきである。

処分庁は、母の死亡日である平成28年9月17日を資力の発生時点と判断し、その翌月である平成28年10月から平成29年10月までの間に支給した保護費の総額7,663,507円のうち、今回相続を確認した6,331,432円について返還決定を行っており、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、最高裁判決よる解釈変更により問答集が不相応になった旨主張するが、上記の「資力」の解釈によれば、預金債権が遺産分割協議の対象となるか否かにかかわらず相続開始時に資力が発生すると解されることから、問答集の妥当性に影響するものではない。

(2) 返還額の決定について

- ア 審査請求人は、知人に対する立替金償還請求の債権回収及び生活保護費返 還請求に係る弁護士費用については、審査請求人の資産保全のための、いわ ば共益の費用であり、返還対象から控除されるべきであること、そして、資 産保全のための弁護士費用が返還不要の費用に含まれないとする課長通知 の妥当性が問われる旨を主張する。
- イ ところで、法第63条により、保護実施機関は、被保護者に返還を命じる額の決定につき裁量権を有するが、法がこのような裁量権を認めた趣旨は、法が最低限度の生活を保障するのと同時に、被保護者の自立を助長することも目的としている(法第1条)からである。課長通知は、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に限り返還額から控除して差し支えないこととし、控除できる範囲を具体的に示している。そして、「いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)」や「贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」については、自立更生の範囲に含まれないと示しているが、被保護者の自立を助長するという法第63条の趣旨を考慮すれば、このような支出額を自立更生のための需要と認めない取扱いが合理性を欠いたものであるとは言えない。

審査請求人は、本件現金を受領したことを保護の実施機関である処分庁に届け出ないまま、その一部を審査請求人世帯以外の知人に貸与したことが認められるが、課長通知に照らしても、当該貸付額は自立更生の範囲に含まれないと解される。そうすると、当該貸与に伴い生じた債権回収に係る弁護士費用についても、これに含まれないと言わざるを得ない。

ウ また、法第63条は、被保護者が返還すべき額の決定を、被保護者の状況 に通暁する保護の実施機関の裁量に委ねたものであると解される。保護の実 施機関は、返還額の決定に際して、前記イのとおり、返還額から控除して差 し支えないものがないかを検討するが、控除する理由及び控除する額を確定 しなければ、そもそも控除は行えないのである。保護の実施機関は、被保護者が弁護士を選任して争訟を行うか否か、及び具体的な弁護士費用を、返還決定前に確定することはできないことから、返還決定に対する争訟に要する弁護士費用は、控除の対象に含まれないのである。

審査請求人は、返還決定前に着手金内金を、返還決定に伴い着手金残金を 支払った旨を主張するが、上記のとおり、支払った時期にかかわらず控除の 対象にはならない。

- エ なお、審査請求人からは、弁護士費用以外に法第63条に基づき返還対象 額から控除すべき使途その他事情について具体的な主張立証はなく、事件記 録からもそのような事情は認められない。
- オ したがって、法第63条に基づく返還額を6,331,432円とした処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは言えない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審查会第3部会 委員(部会長)曽和 俊文 委員 前田 雅子 委員 矢倉 昌子